

	平成11年11月30日	印刷
	平成11年11月30日	発行
編輯兼 発行人	埼玉大学教養学部 浦和市下大久保255番地	
印刷所	明誠企画株式会社 国分寺市泉町3-34-8	
	電話 042(325)7715	

伝藤原藤房筆本『伊勢物語』攷

— 奥書・勘注をめぐって —

武井和人

一、はじめに

小論の筆者は、今年刊行した拙著『中世古典学の書誌学的研究』(勉誠出版1199・1)の中で、一条兼良が行った『伊勢物語』書写の事蹟に
関し、次のやうに述べた。

2 兼良、某年、「系統不明」伊勢物語ヲ書写シ、嘉吉3年8月下旬、
定家自筆本ヲ以テ校合ス

〔所蔵〕²⁾ 東京都立中央図書館(紅梅文庫旧蔵)

〔文献〕

(1) 大津有一編『伊勢物語に就きての研究 補遺篇・索引篇・図録篇』
(有精堂11昭36・12)

〔考〕

文献(1)によれば、業平の略伝と武田本の奥書並びに為相の識語、流
布本の奥書、根源本第二系統の奥書に続き、堯孝の書写奥書があつて、
兼良の筆かと目される以下の如き二種(三種?)奥書がある。

① 此伊勢物語古本、女房令ニ所持一也。但奥詞未レ終レ功、又誤字
多也。仍借ニ堯孝僧都本一加ニ校合一又書ニ繼奥詞一。件本以レ朱
注ニ訓釈一。今以レ墨書レ之。又彼本有ニ落字不審事等一。仍以ニ

此本一為レ正不ニ必改一也。任ニ善古人之格言一。

詞林樽散(花押)

② 嘉吉三年八月下旬、以ニ定家卿真筆本一重校合畢。但件本奥端朽
損、端哥おきもせずねもせでといふ哥より端不レ見。奥は野とな
らばうづらとなりてといふ哥より奥不レ見。中間一二枚又朽損。件
本白色紙小草子也。冷泉中将持和朝臣借ヨ用或人一令レ見レ予之
次、加ニ校合一畢。(花押)

③ 傍付訓釈等定家自筆本不レ載レ之。想レ是後人為ニ談義一注付
者歟。悉以ニ虚誕事一不レ可ニ信用レ之。

大津が何故「詞林樽散」を兼良の事と断じ得たか、その細かな考証
過程は判然としないが、①でいふ堯孝所持本を書写した点、②にみら
れる冷泉家との親密な関係、及び嘉吉三年といふ時、などの状況証
拠から見ると、結論としては兼良と見て誤つまい。

この叙述は、「文献」の項目にも明記した通り、大津の研究結果に全
面的に依拠したものであり、筆者自身の臆断を若干交へたものに過ぎ
ないことは、上記引用拙文からだけでも容易に察知しうるであらう。
ところが、前掲拙著校了後、なんと、この伝藤原筆『伊勢物語』(以
下誤解を招かぬ限り「本書」と呼ぶ)が全文カラー印刷に付されて影印

されたのである。それによつて、多くの補訂が必要となつた。のみならず、部分的には誤りをも招いてゐたことに気付いたのである。

さらにまた、本書を最初に紹介し、かつ詳細な検討を加へてゐた池田亀鑑「伝藤原藤房筆別本伊勢物語の本文について」(池田「和歌・歌物語・日記・説話に関する論考」(中国国文学叢考第三分冊)「目黒書店」昭22.3.)「所収」を「文献」として指摘するのを怠つた、といふありうべからざる失態にも気付いた。

なほ予めここで有体にいへば、小論で述べんとするところのその大方は、この池田論から大きく出るものではない。といつて、必ずしも専ら池田論の補強をするといふことでもない。池田の結論を修訂することに主眼を置くのではなく、一条家古典学研究といふ視点から本書を眺め直してみるべく、再度この極めて特色のある本書を検討しようと思ふのである。

以上の心用ゐを前提としつつ、小論では前掲拙稿のその後始末をし、併せて影印によつて知られる新たな事柄を指摘し、また、兼良研究から本書を見た際の留意点などについて、若干の私見を加へてみようと思ふのである。

二、所蔵者(機関)及び本書の書誌について

本書の所蔵機関に関して、筆者は前掲拙著にて、「東京都立中央図書館」とした。何度かその所蔵を確認しようとしたのだが、何故か確認出来なかつた。従つてより誠実には「大津の報告に従ふと東京都立中央図書館か」とでもすべきところであつた。

本書の書誌、就中、所蔵機関について、筆者の叙述がよつてたつ根

拠は、以下の如き大津の言である。

伝藤原藤房筆本伊勢物語は故池田亀鑑博士がすでに紹介しておられるが、紅梅文庫から日比谷図書館に入ったかと思われる。縦二二、五種横一五、三種の鳥の子胡蝶装一冊。表紙は厚様鳥の子紙、銀泥で波をえがき、中央に題簽がある。三条西実隆の筆という。見返しは金銀切箔、雲型。一面九行、平仮名交り。第二枚の表から起筆、第六十七枚裏六行までが古筆家の藤房筆と鑑定するもので、以下第八十一枚表までの本文は一条兼良の補筆である。……(前掲書三三一頁)

第一〇図 伝藤原藤房筆本伊勢物語 紅梅文庫旧蔵

本書は桃園文庫から紅梅文庫に移り、現在は日比谷図書館は入つたかと思われる。縦二二・五種横一五・三種の鳥の子、胡蝶装。表紙は鳥の子紙、銀泥で波を描いている。見返しは金銀切箔雲型。一面九行、平仮名交り。八十七段までが藤房筆と古筆家の鑑定するもの、以下は一条兼良の補筆である。章段の異同はないが、本文に異同が多く、系統からいえば、やはり別本とすべきか。今巻頭を示した。(前掲書六八八頁)

筆者はただ素朴にかつ怠惰にも、大津によつてもたらされた「日比谷図書館へ移管か」といふ情報を鵜呑みにし、しかも、日比谷図書館所蔵の古典籍が一括都立中央図書館に移管されたといふ常識をここにあてはめ、前述の如き誤れる断定を下してしまつたことになる。実は、本書が紅梅文庫から現所蔵者である吉田幸一に移された経緯については、反町茂雄が次のやうに述べてゐた。

39別本伊勢物語伝藤原藤房筆一条兼良自筆補 一冊 一二、〇〇〇円
流布本と異同甚だ多く、しかも従来知られた幾種もの異本とは全く別系統のもの。よつて池田博士はこれを「別本」と呼称された。四半本(ほぼ半紙判大鳥の子紙、一面九行。本文は南北朝頃の写、但し第六十六枚の裏の六行目からは一条兼良の補筆で巻末には一条兼良の自筆奥書二通りがある。詳しくは、博士の「伝藤原藤房筆別本伊勢物語の本文について」参照。これは吉田幸一博士へ。

反町の言によれば、本書を含む桃園文庫・紅梅文庫の蔵書の一部が弘文荘にもたらされたのが昭和25年の4月から12月にかけて。『源氏物語』関連の写本類は、その年の内に天理図書館に移り、残余の大半は、同年12月26日〜31日にかけて、日本橋高島屋にて即売された由である。従つて本書は、終戦後時を経ずして、所蔵者を吉田としてゐたのである。このことをまづは訂正しておきたい。

○ 前掲池田論にも書誌の報告があるが、重ならない部分のみを摘記しておく。

……料紙は……八十五葉(白紙巻首一葉、巻尾二葉、墨付八十三葉)……見返には……これ等は恐らく兼良の補写した当時附せられた時のままのものではあるまいかと思はれる……料紙は四枚・五枚・六枚を重ねてそれぞれ二つ折とし、合計八綴を左の通り配置してゐる。即ち、

第一折 四枚八葉別に一葉 合計九葉(最初の一葉は白紙)

第二折 六枚十二葉
第三折 六枚十二葉
第四折 六枚十二葉
第五折 六枚十二葉
第六折 五枚十葉 別に一葉 合計十一葉
この折五枚目(十葉目)の裏六行の中途より兼良の書

第七折 四枚八葉
第一折 五枚十葉 [最後の二葉は白紙]
の如くである。

さて、前述の如く、昨年(一九九八年)の11月、吉田幸一編「伊勢物語伝藤原藤房筆本」(古典文庫六二四)が公刊された。「伊勢物語」に就きての研究 補遺篇・索引篇・図録篇」に掲げられてゐる巻頭一葉の写真版とこの古典文庫本の影印を比較すれば瞬時に明白な如く、そしてまた吉田が解説においていはずもがな前提としてゐるが如く、この両本は明々白々の全く同一の典籍であると断じうる。

いささか蛇足気味になるやもしれぬが、念のために、吉田による書誌解題の摘要を以下に引き、両本の同一なることを確認しておきたい。

体裁 綴葉装一帖。
書型 縦二二・六×横一五・三種。
表紙 薄い桑色地の斐紙。表・裏共に、左の左上と下角に鈍色の渚の波文様がある。
見返し 桑色地に金銀切箔による雲型文。

題簽 表紙中央上に、紫色の短冊(一五・〇×三・〇)に「伊勢物語」と行書体墨書は、三条西実隆筆。

本文 料紙は厚手の斐紙。半葉一面九行書。……(前掲書三八一頁)

三、極め・奥書・識語・注記などについて

前掲古典文庫の解説において、吉田幸一が奥書・識語に記号を付して整理しつつ掲出してゐる。小論でも基本的にその記号を踏襲し、また一部私に追加をしつつ、奥書・識語類を一括示してみようと思ふ。なほ、改行を省略する場合は、「」で代替した。

〈箱書・極め〉

I 箱書(蓋・表)

伊勢物語 一条前関白/兼良公筆

[考]

この箱書の筆者は未詳といふ他はない。

『伊勢物語』本文(伝藤房・兼良)

勘注(兼良)では実際にはないと思はれる。この点に関しては後述(一)

奥書・識語(兼良)「これも実際には兼良筆にあらず。この点に關しても後述(一)」

極め(小堀遠州(次項参照。なほ古筆了音の極めも添付される由だが、写真版が掲出されてゐないので、筆蹟を比較することが出来ず、判断が出来ない)

これらの筆蹟のいづれとも一致しない。

II 極め・甲(蓋・裏側)

いせものかたり本書

万里小路藤房卿

かきたし小書

一条 兼良公

小堀江秘蔵の

本也

[考]

前掲吉田解説によると、この極めは絹布に書かれてゐる由。また小堀遠州筆とも。小論の筆者に遠州自筆と断定しうだけの根拠はないが、写真版を見る限りでは、確かに(遠州様)の筆蹟ではある。なほ「かきたし小書」は、「かきたし」の「小書」ではなく、恐らく、「かきたし(の本文)」も「小書(の注)」も、といふ意味であらう(次項参照)。

III 極め・乙(添付状況未詳)

伊勢物語 一冊

端六十六枚 筆者未考

つとめてその家の卜有之より

奥并御判訓釈之書入等 一条禪

閻兼良公

外題 三条西実隆公

箱書附消息 一通 小堀遠州政一

右芳翰無疑者也

正徳三年 仲夏下旬 古筆了音「琴山」(花押)

[考]

ら、特に異とするにはあたらない(この点次項で詳述)。

E 此草子借或好士之本詔人令書写也予加校合早随分

秘蔵本、雖然以朱所注之文字奥書等僻字少、在之歟但

書様文字遣以下不違彼本以写之間不及料簡者也

権少僧都堯孝在判

[考]

この奥書に対する池田の解釈は次のやうなものである。

(1) 堯孝本は武田本の一本で、その奥には流布本の奥書が集成してあつた。

(2) 堯孝本は、堯孝が或る人から借り、人に詔へて書写せしめ、自ら校合を加へたものであつた。

(3) 堯孝の書写せしめた原本は秘蔵の本であるが、全巻にわたつて誤字が少々あり、それを朱で正してあつた。

(4) 堯孝本は、書様・文字遣等原本のままを忠実に伝へたものであつた。

池田の解釈は概ね正鵠を射てゐると思はれる。特に前項で簡単に触れた(奥書集成)といふ行為の源は、池田説(1)の理解で良いと考へる。

ただし、「雖然以朱所注之文字奥書等僻字少、在之歟」の部分の解釈は、より厳密にすべきだと考へる。私見は以下の如し。

原本において朱を以て注が付されてゐる文字(II 勘注の部分の文字)、及び、奥書などに誤字がまま見受けられるやうに思はれるつまり、堯孝が誤字が多いと認定してゐるのは、本文そのものではなく勘注の部分である、と解釈した方が通りが良いと思ふのだ。むろん、池田のやうな解釈も成り立ちうるが、本文そのものに誤字が多く、

この極めは、古典文庫に写真版として掲出されてゐず、吉田解説より引用した。ここでいふ「訓釈」とは、前項でいふところの「小書(の注)」と同一のものであらう。兼良の書きたし部分を明示してある(この点後述)点、貴重である。

〈奥書・識語等〉

A 業平略伝(省略、古典文庫・一六五頁参看)

B 武田本奥書(同右、一六六頁参看)

C 為相奥書(同右、一六六頁参看)

D 流布本(根源本第二系統)奥書(同右、一六六〜六七頁参看)

[考]

ここまでの部分は、古典文庫・写真版でいふと、一六五〜一六八頁あたる。以下の二点を確認しておきたい。

(1) 以上A〜Dの筆蹟は全く同一、しかも、恐らくは一気に書かれたものであらうと推定される。

(2) 藤房本の本文は、少なくとも非定家本系統であり、大津は明確に「別本」と位置付けてゐる。「別本」説はその後福井貞助も更なる援証をあげて主張したところであるし、吉田も古典文庫解説で(福井論を長文にわたつて引用すること)改めて支持を表明してゐる。従つて、この線はまづ動かせまい。ところが、武田本・流布本の奥書までもがここに(誰によつてかは今は問はないでおく)一括書写されてゐるといふことは、これらの奥書が書写されたものではなく、何らかの学的理由によつて、転記されたと見るべき性格のものだ、といふことを意味しよう。『伊勢物語』の諸伝本にはかかる学的処置は比較的ありふれたものとして見出しうるか

その誤字の部分に朱による勘注(一種のミセケチ)がなされてきたと解すると、その事実(朱によつて誤字が訂正されてゐること)認定は(ほぼ一見してそれと分かる体のものである故に)容易なはずで、ならば末尾の「歟」は不要となる。さうではなく、勘注部分の誤字を指すと考へれば、ことは注釈に及ぶべきものであり、誤字(即ち誤解)であるか否かを判定するのは、かの堯孝をしてもなほ難しからう、その含意を「歟」で示したと理解する方が、より実態に近いと考へる。また同様に、奥書部分においても、誤字であるか否かを判別することも、『勢語』の本文自身の誤字を弁別するよりも遙かに易しくはあるまい。

なほこの堯孝本の転写本が天理図書館に蔵され(奥書B・C・D・Eが一致)、本文も誤写と見做しうる程度のもので数ヶ所程度であり、「別系統である」とみなされないものである」と、山田清市が報告してゐる(山田「伊勢物語の成立と伝本の研究」〔桜楓社〕昭47・4)二〇七、二〇八頁)。

F 此伊勢物語古本女房所持也但奥詞未終功又誤字

落字多也仍借堯孝僧都本加校合又書繼奥詞件本

以朱註訓釈今以墨書之又件本有落字不審事等仍以

此本為正不必改之任善古人之格言也(面移り)

詞林檮散(花押)

G 嘉吉三年八月下旬以定家卿真筆本重校合早

但件本奥端朽損端哥おきもせずねもせてといふ哥より

端不見奥ハ野とならうつらとなりてといふ哥より奥不見中間

一二枚又朽損件本白色紙小草子也冷泉中将持和朝臣借用

或人令見予之次加校合早(花押)

H 傍付訓釈等定家自筆本不載之想是後人為談義注付者歎悉以虚誕事不可信用之

〔考〕

例によつて池田の解釈を引かう。

- (1) この古本は一条兼良と面識ある或る女房の所持した本であつた。
- (2) この本は八十七段の終り「はるゝ夜の……なみいとたかし」第六綴十葉裏第六行目まで書かれ、それ以下は余白となつてゐた。
- (3) その不足の分は、兼良が堯孝僧都奥書本を他から借りて補写した。
- (4) 兼良は堯孝本の朱註を墨で転写した。
- (5) 兼良の補写校合は、嘉吉三年八月以前であつた。
- (6) 嘉吉三年八月下旬、兼良は定家卿真筆本を一見し、これを朱筆をもつて校合した。
- (7) その定家自筆本は、巻首・巻尾各数葉を朽損した本であつて、巻首は、第二段「おきもせで」といふ歌以前恐らく二葉かは見えず、巻尾は、第二百二十三段「野とならば」といふ歌以後恐らく一葉かは見えなかつた。
- (8) 定家自筆本は白色小草子であつた。
- (9) その定家自筆本は、冷泉持和が或る人から借りて、兼良に見せたものであつた。
- (10) 兼良は定家本を一見し、その機会にこの本に校合した。
- (11) 定家自筆本との校合は朱筆でなされた。
- (12) 定家自筆本には訓釈の類の傍註はなかつた。
- (13) 堯孝本に存する朱註は、後人の所為であらうから、信用するに足らぬと兼良は考へてゐた。

池田の解釈には多々問題があり、かつ、相互に複雑に入り組んで

ると覚しいので、いくつかのポイントに絞つた上で、私見を提示してみたい。

① 詞林檮散なる号并兼良の花押について

管見の限りでは、もし仮に兼良が「詞林檮散」と号したとしても、それはこの事例のみにとどまる。即ち他に用例がないのだ。ではいかにして池田はこれを兼良と断じたか。池田曰、

……この詞林檮散は、翰林即ち文林の庸材の意で、自己の才を卑下した雅号であるが、その花押よりして一条兼良その人なることが明らかである。

即ち池田は、詞林檮散なる号そのものの考証は、筆者を兼良と断ずる上ではば傍証にとどまり、主たる根拠は花押を採用してゐるのである。従つて、この奥書が兼良のものか否か、花押の徹底的な比較考究が必要となつて来る。

管見に入つた兼良の自筆花押の多くは、出家後の法号「覚恵」の合字をデザインしたものである。出家前の「兼良」の花押といふと、僅かに以下の如き資料に押されたものを知り得たに過ぎない。

- (a) 誓願寺文書・某年四月二十二日安堵状
- (b) 『読史備要』所掲花押
- (c) 個人蔵・一条兼良自筆書状
- (d) 個人蔵「古筆手鑑」所載伝兼良筆「源氏物語切」
- (e) 陽明文庫蔵「大手鑑」上表・五七「後成恩寺関白兼良公広橋中納言宛書状」
- (f) 三井文庫蔵「高案帖」表49「一条兼良御内書」
- (g) 春日大社蔵・文明二年卯月十五日「一条兼良寄進状」

これらの花押を写真版などによつて比較するに、本書の花押は紛れもなくこの時期、即ち出家以前の兼良の花押と断じ得、従つて、「詞林檮散」は兼良の号と考へざるをえないといふことに到着する。実はこの嘉吉3年に、兼良は熱心に古典籍の探索・書写を行つてゐる。

① 川越市立図書館蔵「長秋詠藻」奥書

写奥書云

嘉吉三年三月四日借堯孝法印本

命中納言中将令書写畢始四五枚染愚筆者(也)

又一校畢 柿下庸材御判

② 個人蔵「古筆手鑑」所収「源氏物語切」(桐壺)奥書

※初代古筆了佐極札附属。

嘉吉第三曆中秋廿九日以親行正本/校合了

(花押)

なほついでにいへば、①の「柿下庸材」なる号も、恐らく兼良晩年のころほひ、「柿本備材抄」なる兼良講釈の聞書を息曼殊院良鎮がまとめるが、そのことを除けば、兼良自身号として使用した形跡がこれ以外にはない。〈孤例〉であるといふ点で、「詞林檮散」と共通し、かつそれが嘉吉3年であるといふことから、これを偶然的符合と考へるよりは、この時期の兼良のある種の好みと考へるべきだらう。

② 二つの兼良奥書の関係

池田の理解によると、FとGに付されてゐる花押は同一のもので、従つて、Gは署名がないものの、兼良による奥書であるといふことにならう。花押が同一のものであるといふ判断は、前項①での検討を通して

みても、容認出来るものである。また、Gのみに見える「嘉吉三年」といふ年号と、Fのみに見える「詞林博散」といふ号との共存が、違和感のないものであることも、前項で述べたところである。

問題は、次の三点。

①筆蹟が、A、D、E、F、Hにあつては、同一と断定出来るもの、Gは、他筆と見た方がよいのではないか。

②その他筆と認定すべきGは、既に報告がなされてゐる通り、恐らく、朱筆の上に墨筆で以て重書きされた、極めて特異な形態をとつてゐる。

③細かな事になるが、G・Hは、三字程度E・Fより下げて書かれてゐる。その有意性や如何。

この三点は、絡みあつてゐることがらと思はれるので、分けずに以下論じてみる。

奥書・識語を朱筆を以て記すことは、確かに特異なことではあるが、といつて、類例が絶無といふほどのものではない(類例を後掲する)。従つて、朱筆奥書、といふスタイルだけに、何らかの含意があると考へるよりは、

・何ゆゑ当初朱筆で奥書を記したのか？

・何ゆゑ(恐らくは、後になつて)墨筆で重書きをしたのか？

といふ問題設定の方が、より実態に迫りうるものと思ふ。

まづ第一の疑問点、何ゆゑ当初朱筆で奥書(G)を記したのか、であるが、他ならぬ兼良自身に同様の事例を見出しうる。それは、先に紹介した、個人蔵「古筆手鑑」所載伝兼良筆「源氏物語切」末尾の奥書である。以下に本文を示してみよう。

【墨筆】
嘉吉第三曆中秋廿九日以親行正本
校合了
(花押兼良)

【朱筆】
文安二年七月以為相本校合了
以朱注付了

この切れには、墨筆による勘注が大量に付されてゐるので、恐らく、その注と為相本による校合結果を区別するため朱筆で注を施し、(書き分けが存するのだと注意を喚起するために)併せて奥書をも朱筆で記したものと想像される。

とすると、本書の奥書や勘注も、次のやうにまづは想定すべきではなかつたか。

・兼良は、嘉吉3年以前の某年、末尾本文が關つてゐる古写本を入手し、堯孝本を以て闕文を補写し、勘注も書き加へた。

・その折に書きつけた奥書がFで、(ことの自然な流れとして)墨筆を以てなされた。

・その後嘉吉3年に至り、図らずも定家自筆本を借用出来、(恐らく)朱筆を以て校合を施した。

・その折に書きつけた奥書がGで、校合結果と同様、朱筆を以てなされた。

結論としては池田論と大差はないが、最後の一項目が、小論にて新たに提示した視点である(なほ、朱で付された校合結果は、少数ながら

もそれと弁別出来る。節を改めて摘出し、その意義を考へてみたい)。

となると、残された疑問点、「何ゆゑ(恐らくは、後になつて)墨筆で重書きをしたのか？」だが、この行為は、兼良自身によるものではなく、後人によつて賢しらになされたものと解さざるをえない。事実、前掲の「源氏物語切」の朱筆奥書は、重書きされることもなく、朱筆のまま保存されてゐる。

ここに至り我々は、本書にかかはつた人物として、藤原・兼良に続く第三の人物(今のところは)名もなき某一を考へるべきことになつたといふ訳である。そしてこの想定は、先に掲げた疑問点の内、「筆蹟が、A、D、E、F、Hにあつては、同一と断定出来るもの、Gは、他筆と見た方がよいのではないか」これに対する「応の回答たりえてゐる。

と、ここまで来れば、当然の成り行きとして、この第三の人物は誰か、といふ新たな難題に立ち向かはねばならないことにならう。このことがらは、勘注の筆者の問題と密接に絡んでゐると思はれるので、ここでは立ち入らない。

③奥書Hと、奥書F・Gとの関係について

池田論以来、奥書Hも、考察の必要がない自明の理、といった扱ひで、兼良の手になるものとされて来たと思ふ。確かに筆蹟は、奥書F及びそれ以前と同じであるから、兼良筆と見做しても良さうにも思へるが、前項で縷々検討した通り、一つ前の奥書Gはもともと朱筆であり、それは、奥書Fとの峻別といふ意識が働いてのことであらうと推定したところである。従つて、奥書Hは、それらとはまた新たに書き起こされたと思ふべきである。このことは、奥書F・Gには花押があり、奥書Hにはない、といふ現象を矛盾なく説明しよ

う。一方内容をつぶさに見ると、奥書Gと奥書Hは、ともに定家自筆の本のことに言及してをり、無関係と断ずることも出来兼ねる。

小論では仮に、朱筆によつて奥書Gを記した後、時を経て(といつても定家自筆本がまだ手元にある内にだらうから、近接した時期ではあらうが)正しく追記されたものと考へておく。

I(改丁シテ)『三代実録』の業平の記事の抄出(省略、古典文庫・一七二頁参照)

J(改丁シテ)二条后他『伊勢物語』関係者の略伝家系(同右、一七二頁参照)

K(改丁シテ)面白紙、面移シテ以上伊勢物語調百九十五首(同右、一七四頁参照)

L(一行程度空ケテ)大和物語 業平在四書子滋春作(同右)

これらの巻末注記の内、I・Jは、A、D、E、F、Hなどと同一筆蹟であるが、Jの最終行(小野小町……七条后/官女也)とLは別筆で、しかも、同一筆蹟の蓋然性が高いと思はれる。ただし、Kはやや大振りの文字であり、筆勢がどこも独特であるといへ、更に別筆の可能性はなほ残る。

以上、極め・奥書・識語・注などについて検討を加へて来たが、筆蹟といふ観点で、今まで述べて来たことを整理してみよう。

A	筆蹟・甲
B	
C	
D	
E	
F	
G	筆蹟・乙 ※但シ当初ノ墨書ノ筆蹟ハ存疑(甲?)
H	
I	筆蹟・甲
J ₁	※最終行を除く
J ₂	筆者・丙 ※Jノ最終行ノミ
K	筆者・丙?丁?
L	筆者・丙(?)

このやうに、非常に入り組んだ様相を呈してゐる。しかも、(次節以下で詳述することになるが)このいづれの筆蹟も、兼良筆とは認められない、といふ、極めて厄介な事態に立ち至つてゐる。

四、朱筆による勘注

本書における朱による書入れは、例へば、『伊勢物語』の写本で広く見られるやうな、章段冒頭の合点(ノ)がその大部分を占める。これ以外のものとなると、それほど多くはない。そこで以下、煩を厭はず、その全てを掲げてみる。なほ所在は、古典文庫の頁数・行数で示した。

- 一三七頁四行目 見たる↓「下(濁)」の声点、「か」の左に打たる
- 一四五頁六行目 くせち↓「下・上(濁)・上」の声点打たる

これ以外にも、墨による注記部分に朱点が打たれてゐる場合などがあり、ここに掲げたものが朱による書入れの全てではない。けれども、惣じていへる傾向は、『伊勢物語』の前半に多く見られ、後半には少なくなつてゐるといふ点である。上に掲げた範囲でいふと、兼良が堯孝本によつて補筆した部分には、朱による勘注は一例を除き存しない。これは、堯孝本と定家自筆本との間に、勘注を加へるまでの相違が認められなかつたからであらう。

以上の事例から、前節で示した見通し—その後嘉吉3年に至り、図らずも定家自筆本を借用出来、恐らく朱筆を以て、校合を施した—その折に書きつけた奥書がGで、校合結果と同様、朱筆を以てなされた—は、ある程度補強しえたかと思ふ。

五、墨筆による勘注の筆者—兼良か他者か—

奥書Fの記述によれば、本書に見える墨書の勘注の大本は、堯孝本に朱筆で書き込まれてゐた勘注であつたはずである。また奥書Hによれば、それらの勘注に対して、定家自筆本には存しないことを根拠に、後人の「虚誕」事であつて、信ずべからざるものであると兼良は判断したやうだ。

本書を仔細に見ると、本文部分に関し筆蹟は三種と見るのが妥当だと考へる。即ち、

- 一五頁七行目 を、ひて↓「、」の上に朱にて点を打ち右傍に「お」
- 一六頁四行目 なけとも↓「も」の上に朱にて点を打ち右傍に「も」
- 一八頁四行目 なみかな↓この後に朱にて続けて「となむ」
- 同 五行目 昔おとこ↓右傍に朱にて「よかりける」
- 二二頁六行目 天部余白に朱にて「自筆本」
- 二四頁三行目 いひければ↓右傍に朱にて「ふをきつて」
- 同 七行目 わたりすきて↓右傍に朱にて「定家卿自筆本在」
- 二六頁二行目 ところ↓右傍に朱にて「定本有之」
- 三六頁一行目 また↓右傍に朱にて「又」
- 三七頁九行目 ともみゆ↓「も」の上に朱にて点を打ち右傍に「も」
- 三九頁四行目 よそのみ↓「そ」と「の」の間に朱にて「に」
- 同 六行目 あまた↓「また」の右傍に朱にて「又」
- 四一頁四行目 おもひて↓「て」の上に朱にて点を打ち右傍に「て」
- 四三頁一行目 なかめおり↓「お」の上に朱にて点を打ち右傍に「を」
- 四六頁八行目 ちよを↓「ちよ」の右傍に朱にて「千世」
- 四八頁七行目 かくいひく て↓「かく」の右傍に朱にて「な」と
- 同 同 けりとし↓「り」と「と」の間に朱にて「さて」
- 五〇頁八行目 うちとけて↓「て」の右傍に朱にて「て」
- 六五頁四行目 かと↓「上・下(濁)」の声点、仮名左に打たる

本文冒頭(古典文庫・一三八頁・六行目「なみいとたかし」)
 …… 伝藤房筆
 同・同頁・六行目「つとめてその家の」(本文末尾)…… 兼良筆
 勘注…… 第三者ノ筆

と見做すべきだと思ふ。従来勘注をも、奥書の記事を信用してであらう、兼良筆と認定して来たが、影印を熟視すれば何人といへども直ちに察せられる如く、兼良筆の本文と勘注とは、別筆と断じられてしかるべきものである。兼良の筆蹟は、他の真跡がさうであるやうに、俊成ばりの鋭角的な筆法であり、一見してそれと分かる跡のものである。一方勘注も、右肩下がりの、あへて類似例を求むれば、定家様のそれであつて、弁別は影印からでも容易であらう。

しかもここで留意したいのは、この勘注の筆蹟—右肩下がりの定家様—と、奥書における筆蹟・甲とが、同筆と思はれることである。一方述べた如く、勘注は兼良筆とは見做し難いのである。従つてここから導き出さうな帰結はただ一つ、

兼良ならぬ某は、(奥書を信ずる限り、堯孝本に施されてゐた)勘注を(転記する形で)施し、かつ、兼良自身の文言をも含む奥書の、その大部分を記したといふものであらう。

本書に兼良の手が全く入つてゐないのならば問題は生じない。筆蹟・甲を書写者の一人と見做せば良いだけである。ところが本書には、紛れもなく兼良自筆の勢語本文が(奥書の記述とキチンと対応して)混在してをり、かつ、本来ならば兼良自身によつてなされるべき勘注や奥書(の一部)が、別人によつてなされてゐる、といふ奇怪な事態が厳然

とここにかう存することになる。

我々は嫌でもこの筆蹟・甲の主と兼良との関係を考へねばならなくなつたと覺しい。

一条家関係者で定家様の人物、となるならば、直ちに、兼良の息・教房が想起される。多くの古筆鑑定家達によつて教房筆と見做されてゐる源氏物語切は、手鑑類に多数押されてゐて、格別稀覯に属するものではない。けれども、教房自筆と断じうる資料は、意外と少ないのである。筆者が知り得たものは、僅かに、以下の通り。

某家蔵教房自筆短冊

伏見宮旧蔵『短冊手鑑』所収自筆短冊

三井文庫蔵『高案帖』所収「一条教房御内書」

保坂潤治蔵『筆陳上』所収自筆短冊

これらの自筆資料から察する限り、確かに教房は定家様の早い時期の実践者であつたことが窺へる。

以上の論点を結びつけば、

勘注の筆者＝奥書における筆蹟・甲の筆者

を一条家内部で擬する限り、教房が最も自然な引き当てとなる。

ことは筆蹟の同定だから、むろん、確定などは出来ず、話は曖昧なまま終はらざるをえない。しかし仮にこの想定が正しいとすると、ただちに、次なる問題が派生して来るのだ。

その問題を我々に突きつける資料は、既に、『日本古典文学大辞典』などでその存在は報告されてゐた、冷泉家時雨亭文庫蔵兼良自筆『伊勢物語愚見抄』(下巻のみの零本)である。片桐洋一は該書を(恐らくは

全巻にわたつて)兼良自筆と認定してゐる。確かに兼良自筆を含むとは思はれるが、小論の筆者なりに再度点検してみれば、必ずしもさう単純にはいひ切れぬ感触を持つのも事実である。筆者なりの見解を示せば、以下の如し。

伊勢物語本文ノ大部分……兼良筆〔A〕

伊勢物語本文ノ或部分……兼良筆〔B〕または他筆〔A〕

伊勢物語定家本奥書集成……兼良筆〔B〕または他筆〔A〕

奥書I(文明6年)……兼良筆〔C〕

奥書II(文明8年)……兼良筆〔D〕

ここでいふ兼良筆〔A〕は、もちろん、複数の兼良が存在してゐたといふことをいはんとしてゐるのではなく、その時々兼良が筆遣ひを変化させてゐたのではないか、といふことをいはんとしてゐるのである。

ただし、本文の一部と定家本奥書集成の部分は、兼良筆とも考へられなくもないが、他筆と見た方が自然ではないかとも思ふ。扱ひが極めて厄介なものである。そして、この

兼良筆〔B〕または他筆〔A〕

が、

勘注の筆者＝奥書における筆蹟・甲の筆者

とほぼ同筆と断定出来るのである。特に、定家本奥書集成部分は、例の右肩下がりの極めて特色あるものであつて、(写真版のみによる比較であるといふ難点はあるものの)完全に同一筆蹟と断じて間違ひないものと確信する。

定家本奥書集成部分が書写されたのは、奥書Iから見て、文明六年

(二四七四)以前、恐らくは奥書Iが書きつけられた直前―即ち、再稿本『愚見抄』の実質的な成立と同時に―と見る他あるまい。ところが、教房は、応仁二年(一四六八)、応仁の乱を避けて土佐に下向してしまつてゐてその当時兼良の疎開先南都にはをらず、少なくとも、兼良が南都で染筆したであらう再稿本『伊勢物語愚見抄』に、直接ながしかの文章を書き足すことは出来なかつたらうと推定されるのである。もちろん、南都一条本家と土佐一条家との間を、該書が何度か往復し、定家本奥書集成の部分などを土佐において教房が書したといふ可能性は残されようが、しかし、それは余りにも為にする、議論のやうに思ふ。まづそのやうなことは現実にはありえない。

さて、ここに至り、論は行き詰まりの状況となつて来た。

この隘路を突破しうる考へ方は、当面、このやうなものしかないと思へる。

①兼良は嘉吉期、某筆の『伊勢物語』古写本を入手した。

②その古写本は、本文末尾が闕けてゐる零本であつた。

③ただし、闕文の量に相応する料紙は、既に綴ぢ込まれてゐた。従つて、何らかの事情で、書写が途中でやめられたものと覺しい。(↑物理的な欠損とは考へない)

④闕文を補ふため、堯孝筆『伊勢物語』によつて、兼良自身が補筆した。

⑤堯孝本には多数の勘注が朱で書き加へられてゐた。

⑥兼良は右筆・某に、堯孝本勘注を墨筆で転記させた。

⑦同時に兼良は、右筆・某に、勘物・定家本奥書などをも転写させ、

兼良自身の手による奥書も、(奥書本文を作成の上それを)右筆・某に転記させた。花押だけは自らで書き加へた。

⑧兼良は、その後嘉吉3年に至り定家自筆本『伊勢物語』を借用した。

⑨定家本との対校結果を朱筆で加へ、奥書も、⑦の奥書と區別するべく、朱筆で書き加へた。この加筆、兼良自身によつてか、右筆・某によつてかは、弁別し難い。最後に花押のみ自筆で書き加へた。

⑩⑨の加筆直後、定家本に勘注がないことを付記し、堯孝本勘注の質の低劣さに(改めて?)気付くことになり、今度は墨筆で、そのことを書き加へた。この折は、無署名・無花押とした。

⑪その後更に、(兼良の指導のもとに、であらう)右筆・某は、『類聚国史』などから業平の伝記資料を転記し、巻末に付加した。

⑫時期は不明であるが、右筆・某は、恐らく己が判断によつてであらうが、兼良の朱筆奥書を墨筆によつて上書した(ただしこの項存疑とすべきか)。

⑬後年恐らくは文明6年かその前年に、兼良は、疎開先の南都で、再稿本『伊勢物語愚見抄』を編み、本文をまづ自身で書した。

⑭続いて、本文の一部(ただしこれは存疑)及び巻末の定家本奥書等を、右筆・某に書写させた。

⑮文明6年と文明8年の二度、兼良自身で、奥書を書き加へた。

このやうに、右筆といふ存在を想定してみたのである。一条家に右筆があたといふ確たる証拠があるわけではない。しかしいやしくも撰家の一、文書の発給だけでも相当量に及んだであらうことは想像に難

なく、また、膨大な蔵書を誇つたかの桃華坊文庫に所蔵されてあらう大量の書写本のその悉くを、兼良や教房だけでものしえたとも考へにくく、ことの必然として、右筆がゐたとしても、何ら不思議ではあるまい。ただ以上のやうに想定するところの右筆は、ただ転記・転写すれば良いだけではなく、相当に古典学に通暁してゐる必要がある。従つて、本来ならば、一条家の内部にその人を求めるのが筋ではあるが、既述の通り、教房は候補からはずれる。他に擬しうる人物もゐないので、右筆を想定してみたわけである。

なほこの右筆の姿を、今一つの資料からも窺ふことが出来る。それは第三節で紹介した伝兼良筆「源氏物語切」である。この古筆切は、小松茂美によつて、三葉紹介されてゐる。即ち、

- ・青蓮院旧蔵古筆手鑑「もしの関」所収「源氏物語切」
- ・石川県立図書館蔵古筆手鑑所収「源氏物語切」
- ・個人蔵古筆手鑑所収「源氏物語切」

の三点だが、このいづれにも、墨筆によると思はれる勘注があり、例の右肩下がり・定家様の筆蹟である。個人蔵古筆手鑑所収古筆切には、嘉吉三年・文安二年の兼良自筆識語が見えるので、その前後に書き込まれた勘注と覚しく、本書勘注が施された時期と重なることになる。さて、以上の仮説が正しいとすると、この右筆は、兼良40歳前後の壮年の頃から70歳を超える晩年に至るまで、兼良の側近くに仕へ、南都疎開中もつき従ひ、兼良の書写活動を輔佐したことになる。

近時、定家の周辺には、定家様を能くする複数の女房がゐて、書写活動を輔佐してゐたことが明らかになりつつあるが、規模こそ異なれ、

同一性たるや一目瞭然であらう。細かな表現の一致まで認められるゆゑ、これらの勘注の諸元は、ある一つの「文献」ではなからうかとも想像される。

本書の勘注の出自は、おほよそ見当が付いたのだが、となると、直ちに次なる疑念が浮かび上がる。

後年、あれほど、冷泉家流伊勢学を罵詈・批判した兼良が、堯孝本勘注の転写とはいへ、結果的に、冷泉家流伊勢学の影響まことに色濃き勘注を、己が手で完成させたこの古写本に鑲めたのは、何故だらうか？

前節では、

朱筆による加筆直後、定家本に勘注がないことを付記し、堯孝本勘注の質の低劣さに(改めて?)気付くことになり、今度は墨筆で、そのことを書き加へた。この折は、無署名・無花押とした。

と述べたが、「低劣」と判断することは、実は、さう難しいことではない。兼良ほどの学識があれば、勘注で縷々引き当てられてゐる歴史的事象を、ただちに胡散臭いものと察知することは可能であつたらう。

むしろ、冷泉家流勢語学を、(書物としてであらうと、勘注といつた形であらうと)自家の内に所有することまで、兼良として忌避したとは考へにくい。従つて、本書の如きものが、兼良自身がその成立に加担してまで一条家内部で成立し伝来してゐたとしても、不可思議といふにはあたるまい。

この真相は、存外、堯孝本勘注によつて、兼良が(初めてかどうかは分からないにしても)冷泉家流勢語学の片鱗を知る契機であつた、といふことであつたのかもしれない。この時から20年を経て、勢語学においてエポックたりし『伊勢物語愚見抄』が成立するための、避けて

兼良の周辺においても、同様のことがなされてゐたとしても、さほど不思議ではあるまい。

六、勘注の出自とその学史的意義

最後に、本書の勘注の性格を検討してみる。小論の筆者は勘注のことごとくを調査し尽くしたわけではなく、確言は出来兼ねるものの、本書の勘注の多数部分は、冷泉家流伊勢物語抄に近似したものとはいへると思ふ。この種の弁別作業に於いて、片桐洋一・山口堯二が作成した対照表が出来上つてゐるので、その表に本書勘注を付加しつつ対比してみよう。

《勘注対照表》

段	正徹自署智蘊筆本勘注	伝良経筆本勘注	本
1	兄弟也紀有常女二人也	兄弟也紀有常女二人也	兄弟也紀有常女二人也
4	皇太后宮染殿后也	皇太后宮也 染殿后也	皇太后宮也染殿后也
6	非摂津国 其所口伝	非摂津国 其所口伝	非摂津国其所口伝
7	東山ヲ云也	東山ヲ云也	東山也
8	有常	有常	紀有常
9	武蔵守長良中納言	武蔵守長良中納言也	武蔵守長良中納言也
10	下総守遠経左中将	下総守遠経左中将	下総守遠経左中将
11	関白事也	(ナシ)	関白ノ事也
12	司宣 口伝	(ナシ)	司宣口伝
13	都取	(ナシ)	都取
14	有常武蔵守也	有常武蔵守ナリケル也	有常武蔵守也ケルナリ
15	有常女	有常女	有常女
16	器量也	器量	器量也

冒頭の10段を比較したに過ぎないが、この比較からだけでも、その

は通れぬ一階梯であつたとみたい。

七、をはりに

本書の如く、本文・勘注・奥書・識語・重書き等で、筆蹟が微妙に異なり、簡単には解析しきれない文献は、決して稀ではない。またこの問題は、単に、書誌学的観点からだけでは容易に解決出来ない側面があり、取り扱ひには細心の注意と考察とを要するものである。小論は、吉田幸一が我々に提供してくれた一影印だけから、どこまでその実態に迫りうるか、といふ課題の演習レポートに過ぎない。今後原本の实地調査といふ僥倖に恵まれれば、更なる考究に努めてみたいと念じてゐる。

注

- (1) 当該拙稿の初出は、「一条家関係者の記した奥書・識語・注記を持つ古典籍について」(埼玉大学紀要「人文科学篇」41 || 93・3)。
- (2) かう判断した根拠・経緯は後述。
- (3) 大津の判断は、池田亀鑑の考証に基づくものであることが、後に判明した。後述。
- (4) 以下の根拠以外にも傍証を求め得た。後述。
- (5) 後述する「古典文庫」において。
- (6) 例へば、「東京都立中央図書館……昭和四八年一月に、……開館した。蔵書は、日比谷図書館より移動。……特別文庫室の約二〇万点の特殊コレクション……」(地方史研究協議会編「歴史資料保存機関総覧」増補改訂版)(山川出版社 || 90・10)「三一頁」といった記述などから。
- (7) 反町茂雄「一古書肆の思い出」4 激流に掉さして(平凡社 || 89・8)四一六〜一七頁。なほ、後文で述べる如く、同書四〇四〜四三三頁にかけて、この

折の桃園文庫・紅梅文庫蔵本の売却に関する記述が見られ、「弘文荘待買古書目」に本書が見えぬ理由も明らかにされている。

(8) 実隆筆と断ずる根拠は、後掲する極めによるものと思はれる。極めにおける鑑定など信ずるに足らないとする向きもあらうし、またそれはかなりの部分その通りではあるものの、(田中登が常々力説するやうに、古筆鑑定なるものが、存外信用出来るかもしれない、といふ一般論もあるが、それはそれとしても)特に、実隆あたりの鑑定に関しては、公衆筆と誤認することはありえても、概ね信じて良いものと、筆者個人は考へる。どこまでかは(それこそ)一般論である。当該題簽の筆者を実隆に引き当てようかどうかに関しては、小論の筆者はやや懐疑的ではある。

(9) 以下のローマ数字は、筆者が仮に付したものの。
(10) このアルファベットは、前述の如く、最終的に、吉田解説において認定されたものを、そのまま踏襲してある。

(11) なほ厳密にいふと、最初の一面(古典文庫・一六五頁)は、染筆に際して謹厳たらうとする意識がより強くあつたためか、少しく硬い印象を受けるが、字体を仔細に比較検討すれば、同一筆蹟であることは自明に近い。また筆蹟から受ける印象に、首尾で相違はないので、一気呵成に書かれたものと判断した。

(12) 福井貞助『伊勢物語生成論』(初版)有精堂出版||昭40・4、増補復刊||パルトス社||昭60・1(第二章第五節「別本と真名本」)において。

(13) 「件」字、吉田翻刻では「□」とする(古典文庫三二一六頁)。確かに、蠹蝕故であらうか、一部文字が阙けてゐて、残画からだけでは推しにくい字体であるから、「彼」と読んで誤りとはいへない。小論では、この直前にある「件本以朱註」云々の表現を考慮して「件」と読んでみた。

(14) 「以」字、吉田翻刻では「□」とする(古典文庫三二一七頁)。吉田が□と処理したその意味合ひは必ずしも明確ではないが、翻刻凡例に□は虫損故の難読箇所とあるものの、写真版を熟視する限り、この部分、蠹蝕はない。文字は明確に見て取れる、確かに読みにくい字体であることは確かだ。とはいへ、私見によれば「以」で良いと判断する。

(15) 兼良と面識のある女房とは必ずしも限るまい。むろん、さう解釈することがまづは第一義であると思ふけれども、さる女性が所持してゐた、といふ伝

来を述べてあるだけかもしれないからである。あるいは婉曲に「女筆だ」といつてあるだけのことかもしれない。

(16) この部分の解釈については、池田の理解で(結果としては)正しい。ただし、若干問題が残る。兼良の補筆は列帖装である本書の第六括の途中から始まつてゐる。従つて、第六括はまあそれで良いとしても、第七・八括は、常識的に考へると、兼良が補筆に際して新たに付加した料紙でありかつ括りである、とすべきであらう。ところが、吉田による書誌解題、またカラー写真版を熟視する限り、最初の第一括から最後の第八括まで、料紙は同じものと判断した方が、(原本それ自体が公開されてゐる訳ではない現段階においては)蓋然性は高からう。すると、ここに、第六括の途中まで書写がなされてゐたものの、第六括の後半及び第七・八括の全部が白紙のまま残されてゐた「伊勢物語」を兼良が入手したといふことにならざるをえない。確かに、ある古典籍において、料紙の何葉かが脱落してゐ、それを後人が補写し綴ぢ込むといふ例は、決して稀有ではない(鳥丸光広などがしばしばこれを行つてゐることは広く著聞するところである)。けれども、本書の如き行為、ひいては本書に見られるが如き行為を必然的に導いたもとの典籍のありやうは、稀有と称して差し支へあるまい(以上の推定は、あくまでも料紙が全巻同一の場合にのみ成り立つものである。本書が公開される折があるならば、実際に調査して、この点をより明らかにしたい)。そしてただ単に本書のもともとのありやうが稀有であるといふことに感慨を抱くだけで終はつてはなるまいと思ふ。何ゆゑに兼良がかかる(文字通りの)零本に加筆して全巻典籍にしたてあげようとしたのか、その学的意図をも汲む努力が、我々に課された課題の一つなのである。

(17) 簡単には結論を得られまい問題ではあるものの、何ゆゑに兼良は堯孝本を以て校合・補写したか、といふことがらも、念頭に置いておくべきである。確かに当時、堯孝が古典籍のコレクターであつたことは疑ひない(例へば、堯孝が賈之自筆本「土左日記」を所蔵してゐたことは著聞するところである)。また堯孝自身、盛んに古典籍を書写・校合してゐる。また、堯孝本を兼良が借り出してゐる事実も散見される(例へば、後掲する川越市立図書館蔵「長秋詠藻」の奥書に見えるが如き)。従つて、堯孝本「伊勢物語」を以て補写したと自体に、違和感はないのだ。さうではなく、藤房本「伊勢物語」の關を補

ふものとして、何ゆゑ堯孝本が兼良によつて選択されたのか、といふ問題を考へておくべきだらう。何故ならば、極めて特色のある藤房本の本文を受け止めるべく選ばれた底本であるのだから。

(18) 『大日本史料 第八編之十三』(昭2・11)文明13年4月3日条所掲(二四二頁)。
(19) 以下の三点(b)(d)は、小松茂美『古筆学大成 第二十三卷』(講談社||92・6)四〇七頁所掲。

(20) 写真版は種々刊行されてゐるが、例へば、『陽明叢書國書編第十五輯大手鑑・予楽院臨書手鑑』(思文閣出版||昭53・12)五九頁所掲。同書解説「春名好重執筆」によると、兼良六十歳前後の筆との鑑定(前掲書・解説七頁)。

(21) 貴重本刊行会の複製(平2・8)による。なほ、別冊の『三井文庫蔵重要文化財 高家帖解説』(平2・8)当該解説によれば、文安4年(一四四七)のものといふ(堀河貴司執筆)。

(22) 永島福太郎「一条兼良(人物叢書)」(吉川弘文館||昭34・8初版、昭63・12新装版)所掲(新装版||一八六頁)。なほ、翻刻のみは、永島福太郎編「大和古文書聚英」(奈良県図書館協会||昭17・4)所掲(一四頁、春日神社文書・第21号)。

(23) 松野陽一「藤原俊成の研究」(笠間書院||昭48・3)による。原本未見。
(24) 「中納言中将」とは兼良の息教房のこと。

(25) 注(9)参看。
(26) 拙稿「柿本備材抄」の成立―兼良の注釈の基底―(『国語国文』81・11)、「柿本備材抄」の成立―補遺―附翻刻・校異(『埼玉大学紀要「人文科学篇」』32||83・11)参看。共に拙著「一条兼良の書誌的研究」(桜楓社||87・4)所収。拙稿「一条家関係者の記した奥書・識語・注記を持つ古典籍について」(拙著『中世古典学』の書誌学的研究)「勉誠出版||99・1」所収参看。

(27) 何となれば、兼良は、「源氏物語切」において実践した如く、墨筆と朱筆とをあへて併存・区別することで、二段階にわたる校合の形跡を残さんとしてゐた。かかる細心な配慮を持つ兼良が、朱筆の朱筆たる意義を否定するやうな墨書による重書きをするとは、到底考へられないからである。

(28) 例へば、大津有一は、前掲書の中で、奥書Hを「追記」と認定してゐる。「追記」とは奥書Gに対する追記であり、従つて兼良筆と暗黙の内に認めてゐる

ことになる。この考へは、古典文庫・解説において吉田幸一も追認してゐる。本書で最も頻出するケースは、墨筆で勘注等を実施し、かつ朱筆でのミセケチが存する場合である。墨筆と朱筆との先後関係、また相关性に関して、筆者に確認する考へはない。従つて、小論でこの事例をあげ踏み込んで解釈することはしなかつた。

(31) 本書の「も」字は、「ん」と紛れ易い古風な字体なので、そのことに対する注意を喚起するための処置と思はれる。誤写とまでは認定してゐない。「定家卿自筆本在なる注記は、その直前にある墨筆による勘注」或本此下無之」に対するものである。以下、定家自筆本による本文の「確認」が朱筆によつてしばしば注せられるが、その一々の意義付けに関する解釈については、これを一切省略し、本注を以て代表させる。

(32) この部分の直後は、改行して「秋やくる露やまかふと」の歌が続く。従つて、「まだ」なるありやうべき誤読を回避するために「又」と注記したとは考へにくく、「また」の「ま」が一見すると「よ」にも見えるので、それ故の注記と考へておく。

(33) 「あまた」の「あ」に墨筆でミセケチがあるので、残つた本文「また」を「まだ」ではなく「又」と読むべしといふ注記である。この事例からも、勘注の書き込まれた順序が、墨筆↓朱筆であることが推定出来る。

(34) 「眺め居り」の「居り」は、定家仮名遣・歴史的仮名遣共に「をり」。この箇所は、伝藤房筆の部分だから、伝藤房本の親本において所謂「平安仮名遣」で書かれてゐた「おり」に対し、兼良が定家自筆本「をり」によつて注記を施したものであると思はれる。伝藤房本の別本たる所以の「ひとよ一夜」ともある。「千夜(ちよと)の」誤読を回避するための注記か。

(35) 本書「く」の字体が「て」に紛れ易い字体故の注記なるべし。しからば、かかる学的判断をしてゐてなほかつ、何ゆゑに兼良は、堯孝本の朱筆勘注を墨筆にて転写したのか、といふ疑念が、当然惹起されよう。定家自筆本に遭遇して初めて勘注の「虚誕」に気づきえたほど、兼良は迂闊ではあるまい。この問題に関しては、第六節で詳しく考察する。

(36) 早く、江戸期に成立した書流系譜類(本朝古今名古筆諸流)『流儀集』(明

「翰鈔」所収「古筆流儀分」「古筆分流」等)などでは、教房は定家流の一人として立項されてゐる。また事実、例へば、後文にて紹介する某家蔵教房自筆短冊(特別展「定家様」五島美術館展覧会図録No.107)(財団法人五島美術館1187・2)一五三頁に図版掲載に対して、「定家様の芽えをこの短冊によつて知る」(前掲図録)なる評価が与へられてゐる。

(41) 特別展「定家様」五島美術館展覧会図録No.107(注40)参照所掲。

(42) 『日本古典文学影印叢刊15短冊手鑑』(貴重本刊行会11昭53・1)第46号図版(同書二六頁所掲、原本では上巻・表16)。

(43) 貴重本刊行会刊行(平2・8)の複製あり。なほ、別冊の「三井文庫蔵重要文化財 高業帖解説」(平2・8)の当該項によれば、「花押が教房のものかどうか確認できないが、書風は明らかに彼のものである。……文学作品でない、日常的な文書にも定家様を使つている点が興味深い」(堀川貴司執筆)とある。正確にいへば、「伝教房筆」とすべきものかもしれないが、同手鑑に押される一つ前の切れが兼良自筆の書状であり、各々内容的に連絡するものがあるもので、同書解説の断ずるがごとく、教房筆と見て誤りあるまい。

(44) 『大日本史料 第八編之十二』(昭2・2)文明12年10月5日条所掲(六六六頁)。

(45) 教房が古典籍の書写活動を行つてゐた事実もあり(田中塊堂蔵「後撰集」奥書他)、教房がその意味でも重要な候補であるといへる。また、教房筆と伝へる多数の源氏物語切の存在をここで想起しても良いだらう。

(46) 『冷泉家時雨亭叢書 第三期 第三十二回配本 第四十一巻 伊勢物語・伊勢物語愚見抄』(朝日新聞社1198・8)にて影印される。

(47) 注(例)所掲本解題において(二八頁)。

(48) 漢字(漢文)が長文にわたつて引用される部分において、違和感を感じるので、仮にこのやうに判断してみた。一例を示せば、9丁表2行目より引用される「類聚国史」の部分、これにあたる。ただし、1行目の「伊勢物語」本文の「国」字と、「類聚国史」引用部分の冒頭の「国」字だけを比較するならば、むしろ同筆と見做した方が妥当とも思へる。そこで、以下に示すやうに二通りの可能性を示してみた。しかし、例へば、該書の内題(伊勢物語愚見抄巻下)(一丁表)の筆蹟と「類聚国史」引用部分の筆蹟とを比べると、同筆と断ずるのには相当に無理があるやうにも思ふ。

(55) 片桐洋一「伊勢物語の研究」(研究篇)(明治書院11昭43・6)五二六〜五二七頁。

(56) 山口堯二編「伊勢物語伝後京極振政良経筆本」(愛媛大学古典叢刊12)(愛媛大学古典叢刊行会11昭47・10)二五〇頁。なほ、小論では、注(例)所掲片桐作成の対照表を山口が整理し直したものを土台にした。

(57) 例へば、本書において、第一段「おむなはらから」に対し、「兄弟也紀有常女二人也」なる勘注が見える。この冷泉家流語抄的解釈に対し、兼良は、後年の事になるが、「或説二これは紀有常かむすめ二人ある事をいふと也たとへはたれにてもありなにかし」(冷泉家時雨亭文庫蔵冷泉為広筆「伊勢物語愚見抄」(再稿本)による)と、明確に否定してゐる。また、「伊勢物語愚見抄」の序文において、「……又十巻の抄(通説では冷泉家流抄を指すとす)世間に流布せりたれ人のしわざともしらす相伝の家訓には随分奥義とのみ思へりひそかにこれを披見するに來歴と引のせたる和漢の書典一としてまことあることなし昔物語の本意をうしなふのみならず詞花言葉のたよりにも成かたし末学のともからゆめく 信用すへからす邪路におもむかんと事うたかふへからす」(前引為広本による)と、断乎としてその学的意義を否定してゐた。ただ、ここで留意すべき点は、これらの抄が「家訓」として一条家内部においてすら「相伝」されて来たといふ兼良の言であらう。この「家訓」が何を指すか具体的には示されてゐないが、例へば、本書における勘注なども、その一つと見てあやまたないであらう。

(58) 例へば、前掲対照表で見られるが如く、東下りにおける登場人物に、いかにも怪しげな人物を引き当ててゐることなどから。

(59) 実際、「伊勢物語」の鎌倉・室町期の古写本には、「冷泉家流伊勢物語抄」の所説と甚だ近似する内容の勘注を有するものが、稀とはいへない程度に――より正確には、比較的大量に――伝存してゐる。既にその存在が報告され、比較的容易に全文を知りうるものだけでも、以下の如き伝本をあげうる。

* 熊本大学附属図書館寄託永青文庫蔵伝一条兼良筆本
〔影印〕

『伊勢物語伝一条兼良筆本』(勉誠社文庫111)(勉誠社11昭57・9)

『伊勢物語・大和物語』(永青文庫叢刊・第10巻)(汲古書院11昭59・7)
* 勘注は、宗祇流・三条西家流の説をも含む諸注集成的な要素がある由。

(49) 50丁裏〜52丁表。ただし、微妙に他筆Aともタッチが異なるやうに感ずるので、Aと曖昧な形で判断してみた。

(50) 再稿本奥書。「文明六年小春中幹日沙門(花押)」とある花押は、兼良自筆と断じて良く、また、この奥書は一筆とも思はれるので、全体を兼良筆と見て良からう。なほ、内題の「伊勢物語愚見抄巻下」はこの筆蹟(兼良筆C)に最も近いやうに思ふ。

(51) 大内政弘へ遺送した際の奥書。末尾に「文明八年七月下ノ老比丘(花押)」とある。この花押と、奥書Iの花押は正しく同筆と見做しうるが、奥書自体の筆蹟は、同一と判断するには躊躇はれる。奥書IIの方がやや乱暴な筆遣ひである。むしろ、同一人の筆蹟である可能性も十二分にあるが、奥書Iと奥書IIとは、僅か2年のタイムラグしかなく、また奥書IIをことさら乱雑に書す必然性も見出し難いので、兼良筆(C/D)と機械的に分けて判断してみた。ここでいふ右筆とは、右筆なる(職種)が一条家内部に存在してゐた、といふことをただちに意味するのではない。正確には、右筆(役)の某が存在してゐれば良いのである。近年、藤本孝一「尊経閣文庫蔵「土左日記」(国宝)の書誌的研究」(京都文化博物館紀要・朱雀71194・12)、同「藤原定家自筆本「拾遺愚草」の書誌的研究」(京都文化博物館紀要・朱雀81195・12)、片桐洋一「土左日記」定家筆本と為家筆本」(国文学(関西大学)7711平10・3)などで説かれてゐる、定家様をよくする定家側近の右筆某の存在が、小論の筆者の念頭にあつての立言であることは、包み隠さず述べておくべきことであらう。ただし、これらの見解に対して、山本信吉の如く(藤原定家の筆蹟について「明月記」自筆本を中心に)、「国華」第千二百三十九号・第百四編第六冊11平11・1)明確に反対の立場をとる論者もあり、定説の形成にはまだ相当の紆余曲折が予想されるが。

(52) なほより神経質に見れば、右筆・某の筆づかひとは微妙に異なり、むしろ、兼良筆の本文筆蹟に近いのではないかと思はれる勘注も存在する。一例をあげれば、本書一四五頁六行目「その人」に加へられた勘注「中将」がそれ。ことに、筆のかすれ具合が本文筆蹟と近似してゐるやうにも思ふが、写真版だけからはさすがにそこまで断定することは憚られ、右筆・某の一筆と考へて置いた。

(53) 注(52)所掲藤本論文参照。

(54) * 鉄心斎文庫蔵源通具本
〔影印〕

山田清市・芹沢新一「通具本伊勢物語」(築地書館11昭43・5)

山田清市「伊勢物語 鉄心斎文庫本」(古典文庫三九七)(昭54・10)

〔翻刻〕

山田清市「伊勢物語校本と研究」(桜楓社11昭52・10)

* 今治市河野美術館蔵伝後京極良経筆本

〔影印〕 ↓注(例)参照

* 片桐洋一蔵正徹自署・蟻川智蘊筆本

〔影印〕

片桐洋一「伊勢物語古注釈書コレクション 第一巻」(和泉書院1199・3)その他、全文は公開されてゐないものの、所謂古注を勘注として持つと報告があつた古写本は相当数にのぼる(片桐「伊勢物語の研究 研究編」(注(例)所掲)参照)。とすると、兼良の如き抗ひは、むしろ、孤高の精神の現れであつたとすらいひえようか。